

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇規 則 鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(林務課)

◇告 示 字の区域の変更等(地方課)

鶏等の移入の禁止の解除(畜産課)

土地改良区の設立認可申請の適否の決定(農村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

昭和六十三年度地籍調査事業計画の決定(〃)

国土調査の成果の認証(二件)(〃)

林業改善資金貸付基準の一部改正(林務課)

土地収用法による収用の手続の開始(管理課)

都市計画事業の認可(二件)(都市計画課)

◇選挙告示 政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

## 規 則

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第三十四号

鳥取県林業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県林業改善資金貸付規則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一号6の項資金の種類欄中「ほぞ加工機」の下に「旋削加工機」を加え、同項貸付限度額の欄中「一 ほぞ加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき百九十万円一」を「一 ほぞ加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき百九十万円一」を「一 ほぞ加工機を設置する場合にあつては、一セットにつき百八十一万円一」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県林業改善資金貸付規則の規定により貸し付けられている林業改善資金については、なお従前の例による。

告示

鳥取県告示第五百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による絹見地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和六十二年十一月十二日現在の地番による。）
大字長和瀬字絹見台	大字長和瀬字絹見台の全域
大字長和瀬字山ノ神三八五の一部、三八六から三八八まで、三八八の一、三八九、三九〇、八〇七の二の一部、八二〇の二の一部、八二一から八二四までの一部、八二五及びこれらと一体をなす国有地	
大字長和瀬字堂フチイの全域	
大字長和瀬字ダキ八八〇の一部	
大字長和瀬字小長谷五四〇から五四二まで、五四二の一、五四三、五四三の一、五四四から五四八まで、一〇〇九の一部、一〇一〇の一部、一〇一一、一〇一二、一〇一三の一部	

大字長和瀬字山ノ神	一から一〇一三の三まで、一〇一四、一〇一五、一〇一六の二から一〇一六の三まで及びこれと一体をなす国有地 大字長和瀬字小長谷北平一〇一七から一〇二四まで
大字長和瀬字ダキ	大字長和瀬字山ノ神のうち三八五の一部、三八六から三八八まで、三八八の一、三八九、三九〇、八〇七の二の一部、八二〇の二の一部、八二一から八二四までの一部、八二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長和瀬字小長谷	大字長和瀬字小長谷のうち五四〇から五四二まで、五四二の一、五四三、五四三の一、五四四から五四八まで、一〇〇九の一部、一〇一〇の一部、一〇一一、一〇一二、一〇一三の二から一〇一三の三まで、一〇一四、一〇一五、一〇一六の二から一〇一六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字長和瀬字小長谷北平	大字長和瀬字小長谷北平のうち一〇一七から一〇二四まで以外の区域
廃止する字の名称	大字長和瀬字堂フチイ

鳥取県告示第五百六十三号

昭和六十三年四月鳥取県告示第四百三十八号（鶉等の移入の禁止について）は、廃止する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十四号

八頭郡河原町大字中井二三五壹岐一二ほか二十人の者からの西郷中央土地改良法の設立認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年五月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

河原町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事業に係る絹見地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百六十六号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定に基づき、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和六十三年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査面積 (平方キロメートル)
佐治村	八頭郡佐治村大字小原、大字刈地、大字大井、大字津無、大字古市、大字森坪、大字津野、大字高山、大字葛谷、大字加瀬木、大字万蔵及び大字畑	昭和六十四年三月三十一日まで	二十四・八

北条町	東伯郡北条町大字松神	昭和六十四年 三月三十一日 まで	〇・八八
八東町	八頭郡八東町大字日下部の一部	昭和六十四年 三月三十一日 まで	一・五一
淀江町	西伯郡淀江町大字佐陀、大字中間、 大字小波及び大字西原の各一部	昭和六十四年 三月三十一日 まで	三・一〇
福部村	岩美郡福部村大字湯山の一部	昭和六十四年 三月三十一日 まで	〇・三四
大栄町	東伯郡大栄町大字六尾、大字瀬戸及 び大字亀谷の全部並びに大字西穂波 の一部	昭和六十四年 三月三十一日 まで	三・一五
泊村	東伯郡泊村大字泊、大字園、大字原 及び大字宇谷	昭和六十四年 三月三十一日 まで	九・九

**鳥取県告示第五百六十七号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
大栄町	昭和六十一年度及び昭和六十二年度	大栄町（大字鳥、大字穂波及び大字西穂波の全部並びに大字原の一部）の地籍簿	東伯郡大栄町大字鳥、大字穂波及び大字西穂波の全部並びに大字原の一部	昭和六十三年五月二十五日

**鳥取県告示第五百六十八号**

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行つた者の名称	調査を行つた時期	成果の名称	調査を行つた地域	認証年月日
淀江町	昭和六十一年度及び昭和六十二年度	淀江町（大字佐陀の一部）の地籍簿及び地籍簿	西伯郡淀江町大字佐陀の一部	昭和六十三年五月二十五日

鳥取県告示第五百六十九号

林業改善資金貸付基準（昭和五十一年八月鳥取県告示第六百九号）の一部を次のように改正し、昭和六十三年五月二十七日から施行する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一の表第六号の項貸付内容の欄中4を5とし、3を4とし、2の次に次のように加える。

3 旋削加工機を設置するのに必要な資金

鳥取県告示第五百七十号

収用の手続が保留されていた土地について収用の手続が開始されるので、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三十四条の三の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取県

二 事業の名称

県道郡家鹿野気高線改築工事

三 収用の手続が開始される土地

気高郡気高町大字勝見字稲荷谷口、字箕平、字要害谷、字要害谷口、字前田及び字乗御前口地内

四 土地収用法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所  
気高町役場

鳥取県告示第五百七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

国府町

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 二・二・六十六号宮下公園

三 事業施行期間

昭和六十三年五月二十七日から昭和六十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 岩美郡国府地宮下地内

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第五百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 施行者の名称  
気高町
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
気高都市計画公園事業 二・二・一号北浜公園
- 三 事業施行期間  
昭和六十三年五月二十七日から昭和六十四年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 気高郡気高町北浜三丁目地内
  - 2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同

法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市成実支部	主たる事務所の所在地	米子市新山四二〇	米子市奥谷四五	昭和六十三年三月二十日	政党支部
自由民主党国府町支部	代表者の氏名	渡辺 衛	田村 邦夫		
自由民主党国府町支部	主たる事務所の所在地	岩美郡国府町大字宮下二五八―七	岩美郡国府町大字宮下一一九		
自由民主党用瀬町支部	代表者の氏名	漆原 是治	西尾 久雄		
自由民主党用瀬町支部	主たる事務所の所在地	八頭郡用瀬町大字家奥二一四	八頭郡用瀬町大字鷹狩二四〇―一		
自由民主党鳥取県東部地区委員	会計責任者の氏名	福田 聰	谷口 茂興		
自由民主党大山町支部	代表者の氏名	奥本柳太郎	谷村 万吉		
自由民主党大山町支部	主たる事務所の所在地	安井 久雄	橋本 巖		
自由民主党日南町支部	代表者の氏名	鷺見 節夫	木下 豊		
自由民主党日南町支部	代表者の氏名	森田 潔	門脇 正		
自由民主党日南町支部	代表者の氏名	岸 郁男	井下原 積		

小笹良後援会	自由民主党鳥取 県林業支部	自由民主党鳥取 村支部	"	自由民主党鳥取 県土地改良支部	"	自由民主党鳥取 市巖支部	自由民主党鳥取 県宅建支部	自由民主党鳥取 市富桑明德支部	"	自由民主党鹿野 町支部	自由民主党米子 市大高支部	日本共産党鳥取 県西部地区委員 会支部	自由民主党鳥取 県乗用自動車協 会支部	自由民主党鳥取 県自動車販売支 部	自由民主党鳥取 支部
主たる事務所 の所在地	"	会計責任者の 氏名	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	代表者の氏名	"	主たる事務所 の所在地	"	会計責任者の 氏名	主たる事務所 の所在地	会計責任者の 氏名	"	"	"	"
米子市大崎二 〇四三	田中 正昭	河口 国雄	山根 敏彦	中山 藤一	磯田 俊二	石田 富一	鳥取市富安二 丁目六九	中河 登	岡田 一公	気高郡鹿野町 大字鹿野一〇 三五	塚田 昭三	小村 勝洋	森本 梅次	景山 良臣	"
米子市大崎二 〇四七	高取 辰雄	平井 正雄	小谷 啓二	鈴木 国男	井上万吉男	妹尾 晋	鳥取市弥生町 二六三十四	森中 正春	原田 忠明	気高郡鹿野町 大字鹿野一六 二八	伊達 礼	宮内 影昭	浜本 義郎	吉田 智計	"
昭和六十三年三月十五日 その政治団体	"	"	昭和六十三年三月三十一日	"	昭和六十三年三月二十九日	"	昭和六十三年三月二十八日	昭和六十三年三月二十五日	"	昭和六十三年三月十七日	昭和六十三年三月十五日	"	"	昭和六十三年三月十四日	"

松本よう後援会	表雅男後援会	"	手島幸二後援会	東部青山会	沢徳次郎後援会	福井宗一後援会	角田勇一後援会	竹森康真後援会	"	橋本財蔵後援会	平林鴻三福部後 援会	柳谷中後援会	長谷川和夫後援 会	"	玉木久夫後援会
主たる事務所 の所在地	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	会計責任者の 氏名	"	代表者の氏名	"	会計責任者の 氏名	"	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	"	会計責任者の 氏名	"
米子市灘町三 丁目四〇	土橋 秀和	手島 聖	岡伸平八郎	鳥取市南吉方 一四七	山本 辰美	福井 清	吉尾増太郎	竹森 長保	小椋 改二	横山 好一	森尾 宇平	米子市皆生二 六〇	勝部 清水	玉木 久子	八頭郡智頭町 大字中原一
米子市加茂町 二丁目一三八	小浦 敏明	柿原 紀幸	森脇新次郎	鳥取市末広温 泉町六〇三	沢 貞治	清水 治	宅和 武治	原田 忠明	渡辺 治信	秋田 清司	小谷 啓二	米子市皆生二 〇六一	藤原 憲二	石谷 卓郎	八頭郡智頭町 大字智頭
"	昭和六十三年三月二十八日	"	昭和六十三年三月二十六日	"	昭和六十三年三月二十五日	"	"	昭和六十三年三月二十二日	"	昭和六十三年三月十八日	昭和六十三年三月十七日	"	昭和六十三年三月十四日	"	昭和六十三年三月九日

安田貞栄後援会	八幡博幸後援会	高垣幸寿後援会	鳥取県土地改良政治連盟	いきいきとした倉吉をつくる市民の会	鳥取県梶原清後援会	鳥取県吉村真事後援会	山口義行後援会	国際勝共連合鳥取県本部	鳥取県林業政治連盟	花本政経懇話会
森川 勇雄	植田 圭作	中木 康夫	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	"
湯浅 研治	藪内 明	八幡 和男	磯田 俊二	倉吉市上灘町二〇	倉吉市上灘町二〇	倉吉市上灘町二〇	倉吉市上灘町一四五	倉吉市宮川町一五九	田中 正昭	原 浩人
"	"	"	井上 万吉男	倉吉市宮川町一の一五九	倉吉市宮川町一の一五九	倉吉市宮川町一の一五九	倉吉市宮川町一五九	小島 利幸	高取 辰雄	宮川 宗隆
"	"	"	"	昭和六十三年三月三十日	昭和六十三年三月三十日	昭和六十三年三月三十日	昭和六十三年三月三十一日	昭和六十三年三月三十一日	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
政治結社国際経済情報社鳥取県本部	安達 美夫	後藤 敏明	鳥取市弥生町三七七	昭和六十三年三月一日	昭和六十三年三月の政治団体
田中守正後援会	前田 信正	吉坂 良一	八頭郡河原町大字中井三三一	昭和六十三年三月三日	"
広田幸一後援会	岩城 正美	河崎 隆雄	鳥取市富安一丁目一四	昭和六十三年三月二十九日	"
山本正剛後援会	河上 保春	河上 武実	岩美郡国府町大字谷一六〇	"	"
島田充後援会	野島 亀男	河本 誠友	倉吉市東昭和町三一	昭和六十三年三月三十日	"
島田充西部後援会	西村 清則	"	米子市中町一四	"	"
島田もとむ東部後援会	横山 春吉	米田 守	鳥取市今町二丁目一八	"	"

鳥取県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年五月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎



政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体		政治団体の名称		政治団体の名称		政治団体の名称	
期間	昭和61年1月1日～同年12月31日	山脇敏正後援会	足立光徳後援会	友定顕雄後援会	山脇敏正後援会	足立光徳後援会	友定顕雄後援会
報告年月日	昭和63年2月29日	昭和63年3月28日	昭和63年3月29日	昭和63年3月29日	昭和63年3月5日	昭和63年3月5日	昭和63年3月5日
1 収入・支出の総額	1,600,736円	185円	233,020円	7,323円	1,582,500円	1,582,500円	82,500円
ア 前年繰越額	18,236円	185円	112,738円	7,323円	1,582,500円	1,582,500円	82,500円
イ 本年収入額	1,582,500円	0円	95,000円	7,323円	1,582,500円	1,582,500円	82,500円
(2) 支出総額	1,369,452円	0円	19,620円	7,323円	1,369,452円	1,369,452円	1,582,500円
2 収入・支出の内訳							
(1) 収入の内訳							
寄附 (内訳別掲)							
個人からの寄附	1,582,500円						
(うち指定団体に対する寄附)	20,000円						
合 計	1,582,500円						
〔寄附の内訳〕							
個人からの寄附							
(寄附者の氏名) (金額) (住所)							
山脇美登里 1,500,000円							
代 鳥取市大							
その他	82,500円						
小 計	1,582,500円						
(2) 支出の内訳							
政治活動費	765,862円						
組織活動費	419,850円						
機関紙誌の発行	104,000円						
その他の事業費	104,000円						
宣伝事業費	79,740円						
その他の経費	603,590円						
小 計	1,369,452円						
合 計	20,000円						
その他							
政治団体の名称	福田次芳後援会						
報告年月日	昭和63年3月5日						
収入・支出の総額							
1 収入総額	185円						
(1) 前年繰越額	185円						
(2) 本年収入額	0円						
2 支出総額	0円						
政治団体の名称	足立光徳後援会						
報告年月日	昭和63年3月28日						
1 収入・支出の総額	529,895円						
(1) 収入総額	29,895円						
ア 前年繰越額	500,000円						
イ 本年収入額	460,378円						
(2) 支出総額	460,378円						
2 収入・支出の内訳							
(1) 収入の内訳							
寄附 (内訳別掲)							
個人からの寄附	500,000円						
合 計	500,000円						
〔寄附の内訳〕							
個人からの寄附							
その他	500,000円						
(2) 支出の内訳							
経常経費	59,720円						
備品・消耗品費	179,300円						
事務所費							
政治団体の名称	友定顕雄後援会						
報告年月日	昭和63年3月29日						
収入・支出の総額	7,323円						
(1) 前年繰越額	7,323円						
(2) 本年収入額	0円						
2 支出総額	0円						
政治団体の名称	山脇敏正後援会						
報告年月日	昭和63年3月29日						
収入・支出の総額	56,440円						
(1) 前年繰越額	56,440円						
1 収入総額	0円						
(2) 本年収入額	0円						

2 支出総額	0円	合計	2,475,625円	個人の負担する党費又は 会費(34人) 170,000円	個人からの寄附 180,000円
政治団体の名称 島田充後援会 報告年月日 昭和63年3月30日		政治団体の名称 島田もとむ東部後援会 報告年月日 昭和63年3月30日		個人からの寄附 (内訳別掲) 個人からの寄附 30,000円	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額		合計 200,000円	
(1) 収入総額	5,166,007円	(1) 収入総額	3,950,122円	【寄附の内訳】 個人からの寄附 30,000円	【寄附の内訳】 個人からの寄附 180,000円
ア 前年繰越額	5,166,007円	ア 前年繰越額	3,950,122円	その他 10万円未満の収入 113,774円	合計 393,774円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	0円	(2) 支出の内訳	個人からの寄附
(2) 支出総額	5,166,007円	(2) 支出総額	3,950,122円	政治活動費	その他 180,000円
2 支出の内訳		2 支出の内訳		組織活動費	法人その他の団体からの寄附
政治活動費		政治活動費		合計 195,060円	その他 100,000円
寄附・交付金	5,166,007円	寄附・交付金	3,950,122円	政治団体の名称 聖坂浩賢中部後援会	(2) 支出の内訳
合計	5,166,007円	合計	3,950,122円	報告年月日 昭和63年3月31日	経常経費
政治団体の名称 島田充西部後援会 報告年月日 昭和63年3月30日		政治団体の名称 東風会 報告年月日 昭和63年3月30日		政治団体の名称 聖坂浩賢中部後援会	
1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	2,475,625円	(1) 収入総額	200,000円	(1) 収入総額	586,198円
ア 前年繰越額	2,475,625円	ア 前年繰越額	0円	ア 前年繰越額	192,424円
イ 本年収入額	0円	イ 本年収入額	200,000円	イ 本年収入額	393,774円
(2) 支出総額	2,475,625円	(2) 支出総額	195,060円	(2) 支出総額	476,285円
2 支出の内訳		2 収入・支出の内訳		2 収入・支出の内訳	小計 10,000円
政治活動費		(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳	小計 396,140円
寄附・交付金	2,475,625円	(1) 収入の内訳		寄附(内訳別掲)	合計 476,285円

政治団体の名称 <b>野坂浩賢東部後援会</b> 報告年月日 昭和63年3月31日		人件費 80,070円 光熱水費 16,534円 備品・消耗品費 194,700円 事務所費 246,500円 小計 587,804円 政治活動費 組織活動費 983,189円 合計 1,520,993円		政治団体からの寄附 10,000,000円 合計 14,177,000円 【寄附の内訳】 個人からの寄附 その他 3,727,000円 法人その他の団体からの寄附 その他 450,000円		機関紙誌の発行 4,557,210円 その他の事業費 宣伝事業費 4,557,210円 その他の経費 176,948円 小計 11,971,988円 合計 14,188,358円	
1 収入・支出の総額 1,888,247円 ア 前年繰越額 95,084円 イ 本年収入額 1,743,163円 (2) 支出総額 1,520,993円		政治団体の名称 <b>吉田達男後援会</b> 報告年月日 昭和63年3月31日		1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 14,245,230円 ア 前年繰越額 68,230円 イ 本年収入額 14,177,000円 (2) 支出総額 14,188,358円		日本社会党 10,000,000円 鳥取市 鳥取県本部 【指定団体に対する寄附の内訳】 その他 345,000円 (2) 支出の内訳 経常経費 人件費 1,216,500円 光熱水費 98,750円 備品・消耗品費 329,980円 事務所費 571,140円 小計 2,216,370円 政治活動費 組織活動費 1,737,830円 選挙関係費 5,500,000円	
2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (内訳別掲) 個人からの寄附 140,000円 法人その他の団体からの寄附 1,165,000円 小計 1,305,000円 その他の収入 10万円未満の収入 438,163円 合計 1,743,163円 【寄附の内訳】 個人からの寄附 その他 140,000円 法人その他の団体からの寄附 その他 1,165,000円 (2) 支出の内訳 経常経費		2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (内訳別掲) 個人からの寄附 3,727,000円 (うち指定団体に対する寄附 345,000円) 法人その他の団体からの寄附 450,000円					

農政振興管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十一条第一項の規定に基づき、その額を次のとおり公表する。

昭和六十三年五月二十七日

農政振興管理委員会委員長 友 塚 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称 政治経社国際経済情報社鳥取県本部

報告年月日 昭和63年3月1日

収入・支出の総額 (昭和63年3月1日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 広田幸一後援会

報告年月日 昭和63年3月29日

収入・支出の総額 (昭和63年3月24日解散)

- 1 収入・支出の総額
  - (1) 収入総額 56,440円
  - ア 前年繰越額 56,440円
  - イ 本年収入額 0円
  - (2) 支出総額 56,440円
- 2 支出の内訳
  - 經常経費
  - 備品・消耗品費 56,440円
- 合 計 56,440円

政治団体の名称 田中守正後援会

報告年月日 昭和53年3月3日

収入・支出の総額 (昭和63年1月10日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円

政治団体の名称 山本正剛後援会

報告年月日 昭和63年3月29日

収入・支出の総額 (昭和62年12月31日解散)

- 1 収入・支出の総額
  - (1) 収入総額 26,600円
  - ア 前年繰越額 26,600円
  - イ 本年収入額 0円
  - (2) 支出総額 26,600円
- 2 支出の内訳
  - 政治活動費
  - その他の経費 26,600円
- 合 計 26,600円

政治活動費

その他の経費

政治団体の名称 島田充後援会

報告年月日 昭和63年3月30日

収入・支出の総額 (昭和63年3月30日解散)

- 収入・支出の総額
  - 1 収入総額 0円
  - 2 支出総額 0円

政治団体の名称 島田充西部後援会

報告年月日 昭和63年3月30日

収入・支出の総額 (昭和63年3月30日解散)

- 1 収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 島田もとむ東部後援会

報告年月日 昭和63年3月30日

収入・支出の総額 (昭和63年3月30日解散)

- 1 収入総額 0円
- 2 支出総額 0円